

## 事業実施についての注意事項

### (1) 事業実施にあたっての行政財産目的外使用許可の申請について

事業実施予定者は、事業実施にあたって以下のとおり、候補施設について構造調査、設備容量検討及び現地調査を行い、必要に応じて各種関係手続を行った上で、結果をまとめて市に提出すること。市が結果を確認し、設備設置可能と判断した施設のみ行政財産目的外使用許可を申請すること。

#### ア) 構造調査

別表1の候補施設を調査対象として、設備による重量の増加や風圧等に対する耐久性について、施設に問題がないことを示すため、事業者は自らの負担において施設管理者が保有する耐震診断書等を照会する等構造調査を行った上で、施設ごとに構造設計一級建築士が構造調査結果を報告書としてまとめること。ただし、設計図面から新たに構造計算を行わなければならない施設や破壊検査等の追加調査を行わなければならない施設等構造調査が困難な施設があった場合は、目的外使用許可の対象としない。

#### イ) 設備容量検討

設備容量については以下を最大容量として想定しているが、調査結果、電力シミュレーションや効率的な設備稼働等の理由から適宜精査し、対象施設ごとに適切な容量とすること。なお、太陽光発電設備により発電した電力は、蓄電池の機能を活用して、施設の電力需要の平準化（ピークシフト）に用いることが出来るものとする。

##### ○太陽光発電設備の容量

当該施設における平常時の使用電力を全て太陽光発電設備で発電した電力により賄うことが出来る設備容量又は建築面積に最大限設置可能な太陽光発電設備の容量のうちいずれか小さいほうの容量

##### ○蓄電池の容量

災害時に1日当たり必要と想定される容量※と、ピークシフトのための容量（当該施設における平常時の全ての使用電力量の約2割）を合わせた容量

※災害時に1日当たり必要と想定される容量（下限値）については、提案内容を踏まえ、施設ごとに市と十分に協議するとともに、必要に応じて避難所運営委員会と調整して設定すること。なお、災害時に使用する機器の例は、以下のホームページ（防災拠点再生可能エネルギー等導入推進基金事業）を参考にしてもよい。

[https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/gnd\\_h26.html](https://www.city.chiba.jp/kankyo/kankyohozen/hozen/ondanka/gnd_h26.html)

#### ウ) 現地調査

構造調査の結果、構造上設置可能な施設について、現地調査を行い、太陽光発電設備の設置にかかる課題及び蓄電池の設置場所にかかる課題（屋内設置の場合、設置可能な梁があるか、スラブ厚が十分かなど。）等（調査項目例は別表2のとおり。）を調査する。

## エ) 各種関係手続

### i) 所有権

対象施設の一部には他者から貸与されている施設や区分所有の施設があるため、当該施設に設備を設置する際には、事業者はあらかじめ施設所有者から確認をとり、必要に応じて設置許可のための申請などの手続を行うこと。

### ii) 防水

外壁塗装や屋上防水の保証が継続中であり、設備を設置することにより保証が切れる場合は、事業者がその保証を引き継ぐこと。

### iii) 各種届出等

事業にあたって、各種法令の規定に基づき届出等手続を要する場合には、事業者が所管官庁にて必要な手続を行うこと。特に、太陽光発電設備設置に係る建築基準法の高さ制限や蓄電池設置に係る消防法の規制については十分留意すること。

## (2) 目的外使用許可の基本的条件

- ① 事業者が市有施設を使用するに当たっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項に基づく行政財産の目的外使用許可を受け、所定の使用料を支払わなければならない。
- ② 市有施設の使用許可期間は、使用許可の始期から始期の属する年度の末日までとする。その後、事業者は、太陽光発電設備の運転を終了し、撤去するまでの間、1年度を単位として使用許可の更新を申請することができる。
- ③ 事業者は、市有施設を事業以外の用途に使用してはならない。
- ④ 設備を設置した市有施設について、市が別途、改修工事等を実施する際は、必要に応じて設備の一時的な運転停止及び移設に応じること。また、それらに伴う事業者の費用負担が発生した場合、事業者の負担にてこれに応じること。
- ⑤ 市は、次の各号のいずれかに該当したときは、当該市有施設の使用許可を取り消すことができる。この場合、当該使用許可を受けていた事業者の責任と負担において市有施設から設備を速やかに撤去し、撤去により防水層を破断する場合には修復して市に返還すること。
  - ア 事業者が、使用許可条件に定める事項を履行しないとき
  - イ 公用、公共用又は公益事業の用に供するため事業に供されている場所を必要とするとき
  - ウ 施設の改築・廃止を含む市の施策により発電設備の設置場所を使用させることができなくなったとき（【参考】千葉県学校施設長寿命化基本計画）
- ⑥ 市が事業者の使用を許可する面積の算定は、発電設備の水平投影面積とし、間隔をあけて発電設備を設置する場合においてその隙間の面積を含むものとする。
- ⑦ 使用料は、事業者が提案した額とする。
- ⑧ 使用料の納付に係る時期・方法等については、市の指示に従うものとする。

- ⑨ 発電設備の運転終了後、事業を実施していた事業者の責任と負担において発電設備を撤去するものとし、撤去により防水層を破断する場合には修復して市に返還すること。

(3) 目的外使用許可のその他の条件

① 工事の仕様

ア) 工事にあたっては、原則として以下の公共建築工事標準仕様書に準拠して施工すること。ただし、準拠出来ないなど特別な事情が生じた場合は、別途協議により決定する。

([http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild\\_tk2\\_000018.html](http://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_tk2_000018.html))

[仕様書]

公共建築工事標準仕様書	建築工事編
	電気設備工事編
	機械設備工事編
公共建築改修工事標準仕様書	建築工事編
	電気設備工事編
	機械設備工事編

イ) 太陽光発電設備の据付けは、建築基準法施行令 39 条及び JIS C 8955「太陽電池アレイ用支持物設計標準」に定めるところによる風圧力及び自重、積雪及び地震その他の振動及び衝撃に対して耐える構造とすること。

ウ) 設備機器及び配管等の固定は、建築設備耐震設計・施工指針（最新版）により行うものとする。蓄電池については、設計用地震力の計算の際は「特定の施設」の水平震度を用いることとし、耐震性能は耐震クラス S を適用すること。

- ② 太陽光発電設備は JET 認証を取得したものであること。
- ③ 蓄電池は以下を満たすものとする。充放電率 100% で毎日 1 回以上の充放電を 10 年以上繰り返しても、定格の 60% 以上の利用が見込めること。システムに組み込んだ実使用状態において 10 年以上の保証があること。JIS 規格をはじめ公的機関、民間機関を問わず短絡や過熱に対する安全性が証明されたものであること。ピークシフト機能をもたせること。平常時は災害時に備えて必要な残量を保つこと。
- ④ 日影、反射光、輻射熱及び騒音による周辺への影響について調査し、影響が懸念される場合には対策を施すこと。
- ⑤ 事業者は市有施設への設備導入に先立って、詳細設計を行い、平面図及び立面図（PDF 形式データ）、工程表、チェックリスト（①～④の条件ごとに、条件に合致していることを示した書類）を市に提出し、確認を受けること。
- ⑥ 工事中の安全対策・施設管理者及び近隣住民との調整等は事業者において十分に行うこと。
- ⑦ 工事完成時には、現場で市の確認を受けること。

- ⑧ 工事完成時には、以下の資料を2部作成し、市に引き渡すものとする。なお、完成図面は、PDF形式データのほかにオリジナルCADデータも提出すること。但し、DWG、JWW、DXF形式に限る。
- ・完成図面製本（二ツ折り製本A2版及びA4版）
  - ・完成図書書類（機器仕様図、取扱説明書）
  - ・施工記録（工事写真及び工事監理記録及び試験成績書及び各種許認可書の写し等）
- ⑨ 事業者は、市に設備の維持管理計画書を提出し、市の承諾した維持管理計画書に基づいて、設備の必要な維持管理を、自らの負担で行う。なお、その維持管理が計画どおりでなく、また不十分である時は、市が事業者に対して必要な設備のメンテナンスを命じ、事業者の負担にて応じること。
- ⑩ 計測・検証に関する事項
- 事業者は温室効果ガス排出量削減効果を保証しなければならない。また、事業者は設備容量から予測される温室効果ガス排出量削減効果が確実に守られていることを証明するための適切な計測・検証方法を市に提示し、運転期間中において設備の計測・検証を行う。
- 事業者は計測・検証結果を毎年市に報告し、市はそれを確認する。
- 一定期間終了後、市が計測・検証の必要性が無いと判断した場合、計測・検証業務を繰り上げて終了することがある。
- ⑪ 事業の実施に関する事項
- 事業者からの提案が達成できないことによる損失は、原則として、事業者のみが負担しなければならない。
- 事業者は本事業により、第三者に損害を与えないようにすること。また、損害が発生した場合に備え、損害保険に加入する等の具体的な対応方を講ずるとともに、第三者に損害を与えた場合は、事業者がその損害を賠償すること。
- なお、事業者が責任を負うべき事項で、市が責任を負うべき合理的理由があるものや現時点で分担が決定されていないものについては、別途協議を行う。
- ⑫ 事業の進行に合わせて適宜協議打ち合わせを実施する。打合せをした場合、事業者は議事録を作成し相互に確認したものを市に提出すること。
- ⑬ 事業者は、国の補助金を活用する場合には、申請等について市と協議するとともに、申請書等の提出にあたってはあらかじめ市の承認を得ること。
- ⑭ 市が保有する資料について、事業者から本業務の遂行上必要となる資料の要求があった場合には、市の判断において貸与するものとする。貸与を受ける事業者は、貸与資料の目録を作成するとともに、業務完了後に全貸与資料を返納しなければならない。
- ⑮ 事業者は、業務上知り得た内容、情報等を、市の許可なく第三者に漏らしてはならない。

⑩ 疑義の解釈

- ・ 本事業の目的を達成するために必要な事項は、本要項に定めのないことであっても実施するものとする。
- ・ その他、本要項に定める事項に疑義が生じたとき、又は定めのない事象が発生したときは、市と事業者で協議して決定するものとする。